

平成17年度 第2回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成17年11月21日(月) 新潟市水道局 3階 第3会議室	
内 容	1 平成17年度上半期(平成17年4月~平成17年9月)における発注工事状況等の報告 2 指名停止措置について 3 談合情報の通報について 4 当番委員より抽出された工事案件の審議 5 その他	
委 員 (委員数 5名) (出席数 4名)	委員長 沢田 克己(新潟大学法学部 教授) (出席) 委員長代理 斉木 悦男(坂井・斉木法律事務所・弁護士) (出席) 委 員 佐田 克己(北陸ガス(株)新潟支社 取締役支社長) (出席) 委 員 佐藤 昭二 (欠席) 委 員 藤崎 俊晃(会社員) (出席)	
審議対象期間	平成17年 4月 1日 ~ 平成17年 9月30日	
抽 出 案 件	10件(対象工事総件数220件)	
制限付き 一般競争入札	1件	撤17第2号 旧黒埼浄水場施設撤去工事
指名競争入札	7件	幹竹17第2号 配水管幹線布設工事 施給白第1号 配水管布設工事 施配白第2号 配水管布設工事 施岩第2号 配水管布設工事 施他西17第4号 配水管布設工事 幹鳥17第2号 配水管幹線布設工事 浄阿営第3号 2号揚水ポンプ点検修理工事
随意契約	2件	配青17第5号 配水管布設工事 施出東17第7号 配水管布設工事
委員からの意見・質問, それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙提言書のとおり	

質問・意見	回 答
<p>・今回の入札契約制度改正で配水管等布設工事という工種を廃止し，土木一式工事に併合した理由は何か。</p>	<p>・局の入札システムは市のシステムに乗って運用しているため，合併前市町村まちまちであった基準を統一するにあたり，市と歩調を合せながら一番スムーズに移行できる県の基準を採用した。その結果，建設業法の工種にない局独自の配水管等布設工事を廃止し，建設業法上の工種である土木一式工事に統一した。</p>
<p>・土木一式工事という工種は様々な工事に使われる工種であり，談合を防止する観点では，細かい項目で調査したほうがよいと思われませんが，統一するにあたり意見等はあったか。</p>	<p>・局が発注する工事で配水管等布設工事以外の土木一式工事はほとんどない。これまでは局の特殊性を考え配水管等布設工事と表現していただけで，意見等はなかった。</p>
<p>・合併に伴う経過措置で工事発注基準は旧市町村の従前の例によることが出来るとなっているが，これはどういう運用をしていくのか。</p>	<p>・合併前の事務協議の中で基本的には新潟市の制度に統一することになっているが，激変緩和という意味合いで政令都市移行までは旧市町村の基準を運用していく。</p>
<p>・談合情報があった場合は，落札予定金額が真偽を見分けるための1つの項目になるので，聞いたほうが良い。</p>	
<p>・指名理由に特殊な技術を有する業者を指名となっている工事で，一方は2者指名，もう一方は10者指名となっているが，その違いは何か。</p>	<p>・2者指名の方は，大口径の配水管を不断水工法を用いて布設替えする工事であり，特殊な機械器具や技術が必要であり，その工事が出来る業者が全国で2者しかなく，その代理店を指名している。10者の方は，ポンプを扱うため特殊な技術は必要となるが，ポンプメーカーは複数あるので，一応施工可能な業者を指名している。</p>
<p>・浄水場の制御盤か何かのメンテナンスを委託していると聞いているが実際にどういうことをしているのか。</p>	<p>・旧新潟市の3浄水場について，H18年度より信濃川浄水場で統括して監視を行う計画があり，その準備段階として青山浄水場と阿賀野川浄水場の運転監視業務をH16年6月より委託している。</p>

<p>・ 運転監視業務の契約はどのような方法で行ったのか。</p>	<p>・ H16 年度に入札を実施して契約者を決定した。但し、H17 年度については単年度ごとに委託者が変わるのは好ましくないので、H17 年度は随意契約で契約を締結した。</p>
<p>・ 新潟市水道局請負工事等指名委員会への外部助言者の参加については、市と開催頻度やあり方が違うようなので当面は見合わせる。</p>	
<p>・ H17 年度の制度改正で指名業者数が減ったが、それによって落札率が上昇したように思われる。業者数を H16 年度並に戻すという内容で提言を行う。</p>	
<p>(その他)</p> <p>・ 委嘱期間が H18 年 4 月 13 日までなので定例会としては今回が最後になる。</p>	